

不定期刊行物

## 翔 べ、優 駿

(第54号) 平成28年10月3日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856)22-2073 FAX: (0856)24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : [yoshitaka.t@tabara-office.com](mailto:yoshitaka.t@tabara-office.com)

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

### お陰様で27周年

お陰様で昨日、当事務所は満27歳の誕生日を迎えることができました。昨年の今頃は1ドル約120円だったのが今では約100円と円高となり、円安により輸出企業が利益が益田のような田舎にまで行き渡ることは、とうとうありませんでした。お陰で益田地域は、相変わらず景気が低迷したままで、当事務所も厳しい経営環境にありますが、こうして27回目の創立記念日を迎えることができましたのも、皆様の多大なるご支援の賜と感謝に堪えません。末っ子の駿は、本年成人したとは言え、まだ大学生であり、他の二人も、なかなか親の手を離れようとしないので、まだまだ引退できません。今後とも、元気な間はリタイヤせず、仕事に精出すつもりですので、どうかこれまで以上のご支援を賜りたく、お願いいたします。

さて、20周年記念事業の線路沿いの旅は、9月末で京都府亀岡市の保津峡駅まで辿りついており、京都駅まで残り14.3kmとなり、今年中に山陰本線の終着駅京都まで到達するのは確実となりました。京都駅に辿り着いた後も旅は続けるつもりですが、それから何処へ向かうかは、まだ決めていません。

さて、25周年記念事業のマラソンの方は、秋以降の来シーズンに備えて夏も走り込みをするために、6月と9月にはハーフマラソン、最も暑い7月と8月にも10kmの大会に出場し、ほとんど最後尾を走って完走しております。恥はかきましたが、この努力は必

ずや報われると信じたいと思っています。

## 株主リストについて

商業登記規則が改正され今月から施行されました。その中で会社の皆様に最も大きな影響を及ぼすのは、株主リストです。株主総会の決議に基づく登記申請をする場合には、株主リストを添付しなければならなくなりました。株主リストには、10名または議決権の多い順に3分の2に達するまでの人数のいずれか少ない数の株主の住所、氏名、議決権数及び議決権の割合を記載するものとされています。会社は本来、本社に株主名簿を備えて置かなければなりません。が、これまでは誰が株主なのか分からないという会社もありましたが、これを機会に株主名簿を整備しておくことをお勧めします。